

就学援助（入学準備金）の年度前支給について

～ 就学援助の制度が一部改正されました ～

広尾町では、平成30年4月に町内小・中学校に入学する児童生徒がいる世帯で就学援助の該当となる場合、入学に伴う費用の負担軽減を目的として、就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」（入学準備金）を入学前に支給します。

申請を希望する方は、平成30年1月31日(水)までに「就学援助費認定申請書」、「委任状」、「就学援助費支給に係る振込口座等について」を現在通っている幼稚園・保育所・各学校または、教育委員会管理課学校教育係まで提出して下さい。認定となった場合、入学準備金を2月中に支給します。

また、本申請を行った方は入学後に改めて就学援助の申請を行う必要はありません。入学後の認定については、平成30年5月以降に改めてお知らせします。

このほか、年度前支給を希望されない方は、平成30年4月以降の申請も可能です。

これ以外のお子様に係る平成30年度就学援助申請書類については、平成30年4月に学校を通じて全児童生徒に配布します。

～ 入学準備金の認定方法について ～

就学援助の認定基準で、就学援助費認定申請書の「申請の理由」の各項目に該当しない世帯については、前年の世帯収入が生活保護基準で算定した需要費の1.5倍未満の収入であるか否かで判断（下記別表を参考）していますが、入学前に支給する入学準備金の算定に限り、前々年の世帯全員の収入が生活保護基準で算定した需要費の1.5倍未満の収入であるか否かで判断します。

別表：就学援助費認定申請書の「申請の理由」の各項目に該当しない申請者の算定（例）

給付内容	算定に利用する世帯収入（期間）
平成30年3月支給の入学準備金	H28.1.1～H28.12.31 までの世帯収入の合計
平成30年6月支給の就学援助費	H29.1.1～H29.12.31 までの世帯収入の合計
< 対象となる世帯の例 >	
両親が30代で小学生が2人の場合	3, 168, 885円以下
両親が30代で小学生が1人の場合	2, 599, 560円以下
両親が40代で中学生1人、小学生1人の場合	3, 258, 885円以下
両親が40代で中学生が1人の場合	2, 653, 020円以下

その他、不明な点は教育委員会管理課学校教育係（TEL 2-0186）までお問い合わせください。